

平成18年大洲市議会第2回定例会会議録 第3号

平成18年6月20日（火曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 島 健 市
副部長兼危機管理課長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 上 川 慶 信
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
監 理 課 長 城 戸 秀 光
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総務課行政係長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 上 村 孝 廣
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 佐 伯 幸 一
保 険 環 境 課 長 岡 村 清 利
建設農林部
部 長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
治水プロジェクト
担当副部長心得 二 宮 勝
長 浜 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
肱 川 支 所
支 所 長 滝 野 弘 志
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正

教 育 部 長 尾 崎 公 男
公 営 企 業
病 院 長 谷 口 嘉 康
病院事務局副部長 垣 内 哲
監 査
委 員 藤 川 卓 見
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫
次 長 池 田 悦 子
事務専門員兼調査係長 藤 岡 章 男
議 事 係 長 谷 野 秀 明
~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

議事日程

平成18年 6 月20日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

- 第76号議案 平成18年度大洲市一般会計補正予算（第 1 号）
- 第77号議案 平成18年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第78号議案 平成18年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 第79号議案 平成18年度大洲市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第80号議案 平成18年度大洲市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第81号議案 平成18年度大洲市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第82号議案 平成18年度大洲市港湾施設事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第83号議案 平成18年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第

1 号）

- 第84号議案 平成18年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第85号議案 平成18年度大洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第86号議案 平成18年度大洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 第87号議案 大洲市屋外広告物条例の制定について
- 第88号議案 長浜都市計画特別工業地区建築条例の制定について
- 第89号議案 大洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第90号議案 大洲市職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 第91号議案 大洲市国民健康保険税条例の一部改正について
- 第92号議案 大洲市大和（郷）土地区画整理事業債償還基金条例の廃止について
- 第93号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第94号議案 大洲市過疎地域自立促進計画の変更について
- 第95号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて（全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問、委員会付託）

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 第76号議案～第95号議案

~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

~~~~~

○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、29番大野新策議員、30番小泉紘文議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第2、第76号議案から第95号議案までの議案20件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、大野立志議員の発言を許します。

○1番大野立志議員 議長

○清水久二博議長 大野立志議員

〔1番 大野立志議員 登壇〕

○1番大野立志議員 失礼をいたします。1番大野立志でございます。

それでは、議長のお許しのもと、通告をいたしておりました3件につきまして質問をさせていただきます。

戦後日本社会は高度成長期を経て、成熟した社会を迎え今では国の三位一体改革路線の中、新型の地方交付税の導入、地方への税源移譲、新分権一括法による国と地方の責任分担の明確化など、地方分権改革が推進され、地方においても自主自立を基本に据えた地域経営が求められる時代になってまいりました。この基本的な考え方の中には、経済における官から民への発想とともに、地域自治においても住民主体を基礎に、自主自立した地域社会の構築を説くものであり、官から民への発想の転換の必要性が含まれているものであると理解をしております。

このことは狭義な意味での地域住民の方々の生活圏におけるコミュニティを、いかなる方法で住民の方々の主体的行動を基礎に築き上げていくのか、今後の地方自治に課せられた一つの大きな命題になっていると受けとめております。

また、大洲市においても、地域住民の方々の主体的取り組みとして、危機管理における自主防災組織結成の推進や高齢者福祉におけるいきいきサロン事業など、諸事業に対し積極的に支援する取り組みがなされているところであると理解をしております。

そこで、合併協議の調整項目であり、現在取り組まれておられます区長制度、自治会制度、行政連絡員制度の統一について伺いをいたします。

日々の生活圏としてのコミュニティ組織は、行政事務代行のみならず地域福祉、地域文化伝承行事、奉仕作業、体育行事、冠婚葬祭、地域独自のイベント等、多岐にわたる取り決め事の合意形成の場でもあり、地域住民の方々が主体的活動をされている場所でもあると理解をしております。その中で、さらなる自主的、主体的活動に取り組める組織づくりを構築していただくためには、組織形態のあり方を住民の方々によって調査研究、比較検討していただき、十分なる御理解をいただくことが前提になればならないと考えます。行政と地域自治組織とのつながり方のみならず、呼称や組織形態の変更を伴う統一であるならば、なおさら配慮が必要であり、十分な時間と多大な労力を伴うのではなかろうかと考えます。

制度の統一は平成18年度をめどにとなっておりますが、組織変更の円滑でスムーズな移行には、十分時間をかけて取り組んでいただきたいと思います。御所見をお伺いいたします。

次に、ブロードバンド基盤整備について伺います。

大洲市では、きらめき創造大洲市の柱とも言

える、現在策定中の大洲市総合計画の基本構想骨格の中、第4章時代の潮流の4番目で、高度情報化時代を取り上げられ、高速通信網の整備促進が大洲市の課題とされておられます。

また、e-Japan戦略等国策においても、産業、社会、生活のあらゆる分野で高速通信網基盤整備の重要性がうたわれ、具体的環境整備に取り組まれているところであります。2005年総務省の資料によりますと、2001年に策定されたe-Japan構想の5年以内に3,000万世帯が高速インターネットアクセス網に常時接続可能な環境を整備することを目指すという目標を達成したと発表されています。

しかしながら、現実を見ますと、大都市地域では、ADSLやケーブルインターネットから、さらに高速環境である光ファイバーへの移行など、年々資本整備の改善が図られている一方、地方及び辺地の民間部門における情報環境は、ISDN通信網が整備されているにとどまり、情報格差はますます広がりを見せているのが現状認識であります。

ただ、その中でも、島根県は厳しい地域間競争を勝ち抜く切り札として、4つのステップからなるブロードバンド戦略を立てられ、自営線方式から行政、産業界、県民の協働、連携により、平成16年度末で第2ステップを完了され、島根県全世帯の99%に高速インターネット接続サービスができる環境整備を達成されています。条件不利地域では、行政の積極的な関与がなければ情報通信環境の向上は望めないという先入観を打破された島根モデルとして広く注目を集めています。

そこで、大洲市として、高速通信網整備の必要性にかんがみ、課題解消に向けて今後どのような取り組みをお考えかをお伺いいたします。

最後に、行政組織内のネットワークについてお尋ねをいたします。

現在の大洲市の組織形態は、4つの部と1つのプロジェクト、各種行政委員会、医療施設、

事務組合、各支所があり、合併後人事異動、事務の調整、統一等も推進され、所管の業務に対し、平常業務に支障なく公務遂行に取り組まれておられる現状であろうと理解しております。

昨今、情報化社会の進展とともに、従来の縦型組織形態に見られがちな組織の硬直性や問題意識の狭隘化、非効率性などの諸問題の解決手法として、情報の共有化による横のつながりであるネットワークの活用が重要視されております。行政事務として所管の業務遂行が第1の職責であると理解をしておりますが、プロジェクト事業のみならず、所管を超えて年代層あるいは職級など、職員の方々に横のネットワークを構築され、きらめき創造大洲市の創造及び組織の活性化に向けて、自由闊達な発想を生かしていただけるよう取り組みをされてはと考えますが、今後の組織運営についてお考えをお聞かせ願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 大野議員さん御質問の行政組織内のネットワークづくりについてお答えをさせていただきます。

市町村合併が現実のものとなりまして、新たな地域間競争の時代を迎えております今日、市民が行政及び職員に寄せる期待は大きくなっております。それだけに、職員に求められる資質も年々高くなってきておると理解しております。一人一人の顔が異なりますように、当然のことながら職員には個性があり、それぞれの持つ資質、能力も異なっておりますので、的確な人事配置や研修を行うなどによりまして、戦略的な人材育成に取り組むこと、所属を超えた自由な意見を提案したり発言できる機会を与えることは重要なことと考えております。

そうしたことから、議員御提案のように、総合計画の策定、行政改革大綱の策定などに際し

ましては、多くの職員の意見を取り入れるよう配意をしておるところでございます。具体的には、行政改革大綱や集中改革プランの策定に当たりまして、インターネットの庁内版、いわゆる庁内イントラネットの掲示板におきまして、職員からの自由な意見や提案を募集してまいりました。現在も改革、改善の案を常時募集しておりまして、経費節減や効率化につながった提案もありまして、効果的なものとなっていると考えておるところでございます。

大洲市総合計画の策定に当たりましては、策定部会、策定班会などにおいて、それぞれの担当部署を超えて意見の交換が行われておりまして、議論を重ねることで市の将来像への理解が深まってまいっておるものと考えております。また、肱南地区を中心といたしました景観の保全、活性化のための都市再生研究会においても、中堅職員を中心に部を超えて、本市の行政課題と今後の方向性について活発な意見交換がなされているところでございます。こうしたことをきっかけといたしまして、職員同士のネットワーク強化につながるものと考えておるところでございます。

また、個々の職員に対しましては、職員提案規程を制定いたしまして、優秀な提案に対しましては賞状等を交付するなどしておるところでございます。

今後は、これらのような職員の自発的な取り組みを支援するなどによりまして、与えられた仕事をそつなくこなすだけの職員から、常に問題意識を持ち、事務事業を改善できる職員、広い人的ネットワークを持ち、最新の情報と知識を収集いたしまして、柔軟な発想で事業を企画できる職員、行動力と対人折衝能力を有し、計画を実行できる職員等を育成してまいりたいと考えておるわけでございます。

議員御指摘のとおり、組織内のネットワークづくりにつきましては、我々公務に携わっている者、また理事者の一員といたしまして常に配

意をいたしまして、日常の業務に精進してまいらなければならないと考えておるところでございます。

以上、ネットワークづくりについてお答えをさせていただきます。

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 それでは、地域協働に關しまして、区長会、自治会等の制度の統一についてお答えをいたします。

区長会や自治会などの行政連絡機構等の取り扱いにつきましては、議員さんが申されましたように、合併協議におきまして、その制度を現行のまま引き継ぎまして、新市において検討するというを確認しておるところでございます。

また、その最後の調整方針におきましては、平成17年度から今年度18年度の間で検討を行いまして、平成19年度からの組織再編、統合に向けてその段取りを進めるということにいたしているところでございます。

この合併時の調整方針に基づきまして、現在それぞれ関係する課のレベルで新しい組織のあり方について協議、検討を進めているところでございますけれども、この組織再編に当たりましては、大野議員さんが御指摘されましたように、従来からあります区長会や自治会等の活動状況などを十分に尊重しながら、その合意形成に努めてまいりたいと考えているところでございます。

そこで、今後の協議スケジュールといたしましては、関係各課の事務協議により、組織のモデルとなります規約等のモデル例を策定いたしまして、現在ある各組織の位置づけや区長報酬、活動補助金などの再配分の計画などにつきましても、そのたたき台を作成いたしまして、まずは市の原案を取りまとめたいと考えておるところでございます。

そうしまして、今後旧4市町村の主な組織の代表者の皆様による検討会を立ち上げさせていただきまして、市の原案をお示し、この検討会とか各組織の御意見等をいただきながら進めたいと考えております。この検討会につきましては、必要に応じまして何回かの会議を開かせていただきまして、市の原案をたたき台として調整を進めて、その合意形成に努める計画でございます。

このように組織代表者の皆様との協議を通じまして、最終案の取りまとめを行いまして、ことしの11月ころには決定したモデルの組織によりまして、当初予算の編成を進めてまいりたいと考えております。

また、各地域におきましては、来年度から新しい組織の立ち上げができますように、さらに地元の調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

地域の均衡ある発展と自主性を尊重した新しい住民自治組織として発足させることを基本に考えておりますので、議員各位を初め関係の皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いを申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○上村孝廣企画財政部長 議長

○清水久二博議長 上村企画財政部長

〔上村孝廣企画財政部長 登壇〕

○上村孝廣企画財政部長 私の方からはブロードバンド、いわゆる光回線と高速大容量通信の基盤整備につきましてお答えをいたします。

国の高度情報化政策におきましては、平成12年11月にIT基本法を制定し、内閣総理大臣を本部長とするIT戦略本部を設置して、2005年までに世界最先端のIT国家の実現を目指したe-Japan戦略を初めとする数々の施策が打ち出されまして、現在はu-Japan政策によりまして、いつでも、どこでも、簡単にネットワークに接続できるネットワーク社会の実現を目指しております。

このIT基本法では、高度情報通信ネットワ

ークの整備など施策の推進につきましては、民間が主導的役割を担うということを基本原則とし、平成22年ころをめどに、全国的にブロードバンド通信基盤を整備するとしております。

しかしながら、NTTが民営化された現在、民間資本の進出が著しい都市部と比べ、利用者が少なく採算性の低い地方、特に過疎地域におきましては、ブロードバンド通信基盤の整備が大きくおこなわれているのが現状でございます。

そこで、大洲市民における情報化の現状でございますが、昨年の11月に実施をいたしました大洲市総合計画策定のためのアンケート調査の結果をみますと、本市におけますパソコンの利用率は28.4%と、まだ非常に低い状況でございます。しかしながら、小・中学校でのIT教育や市民のパソコン教室等の実施によりまして、市民のインターネット利用は着実に増加し、若年層になるに従い利用者がふえていることも事実でございます。

また、行政手続の電子申請を初め、民間においては各方面でインターネットを使ったサービスが展開されておりますことから、市におきましても来るべきIT社会の到来に備えて、ブロードバンド通信環境の整備を促進していく必要があると考えております。

ただ、大洲市におけます全戸を網羅するような行政主導によりますブロードバンド通信網の整備につきましては、延長が1,000キロメートルを超えることが予想され、これらの整備に伴う膨大な投資や維持管理費によりまして、市の財政悪化を招くおそれがございますので、困難であると考えておるところでございます。

したがいまして、今後加入者向けのブロードバンド通信環境の構築につきましては、電気通信事業者の協力を得まして、市内の公共施設を結んでおります地域イントラネット光回線の有効利用を図るなど、むだのない高度情報化を促進してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 次に、武田雅司議員の発言を許します。

○7番武田雅司議員 議長

○清水久二博議長 武田雅司議員

〔7番 武田雅司議員 登壇〕

○7番武田雅司議員 6月定例議会において一般質問の機会を与えられたことを、まずもってお礼申し上げます。

さて、小泉内閣による三位一体改革も、平成18年度で一応の決着を見ます。そもそも地方分権を進め、地方の自立を図るというスローガンで始まった三位一体改革でありましたが、現状は権限移譲は遅々として進まず、地方財源の削減が先行するなど、その成果は甚だ不十分なのであったと思います。平成16年度から平成18年度までに総額約5兆円もの地方交付税の削減が行われ、都市部の一部の団体を除き、ほとんどの自治体は極めて厳しい財政運営を強いられています。今後も交付税削減圧力などの地方に対する逆風はおさまりそうもありません。

当市におかれましても、効率的な行財政運営に努められておりますが、なお一層の行財政改革により、その成果を示していく必要があると思います。

今後、地方分権が進むことになれば、地方行政の自己決定権、自己責任が拡大されることとなり、総力を上げて行政、財政改革に取り組むだけでなく、行政の公正性と透明性の向上を図り、市民に対する説明責任を果たしていくことが強く求められていると思います。とりわけ最近、不適切な支出ではないかとの市民の厳しい批判がある中で、適正な財政運営に資するためにも、財政状況に関して的確にその実情を伝え、住民の理解と協力を得ることの重要性が高まっていると思います。

また、行財政改革を行っていく上において、より一層市職員の意識改革を進めるとともに、時代の変化に対応し、新たな課題に適切に対応

できる人材の育成を図るため、能力、実力を重視した新しい人事評価システムの導入、公正かつ客観的な人事評価システムを構築されることを期待します。

以上の点を念頭に置きまして、質問に入らせていただきます。

行政改革大綱及び集中改革プランの必要性に対する認識について。

本市の財政状況は、市税、地方交付税が減少する一方で、扶助費、公債費などの歳出が増加するなど、非常に厳しい状況にあります。平成17年度から平成21年度までの5年間で43億円と見込まれる大幅な財源の不足、また各種財政支出の悪化を踏まえ、行政改革大綱及び集中改革プランが策定され、大半の改革推進プログラムが最終の検討段階に入ったことと思います。

3月に配付された資料に改めて目を通し、これらのプログラムがすべて順調に実施されるなら、過去に例を見ない大規模で抜本的な改革になるものと感じたのでありますが、また一方では、この改革は行政だけでは到底なし得るものではなく、市民の皆さん、各種団体の皆さん、そして我々議員が一体となって協力し合ってこそ、初めて実施できるものと感じたところであります。

大洲市では、現在歳入歳出の予算、決算額に始まり、財政力指数、公債費比率、経常収支比率といった財政指数を財政状況として、また職員数、職員手当の状況、ラスパイレス指数等を職員給与、定数管理等の状況として、さらに県下各地の財政状況を市町村財政分析表として、広報「おおず」、大洲市ホームページ等において公表されておりますが、市民の皆さんに、これらの数値の意味するところはどういうことなのか、実際に大洲市はどうであるのかを真に理解していただくには、まだまだ説明が不十分ではないかと思っております。

改革を推進するに当たっては、市民を中心として関係者が一体となって、現状を認識するこ

とが大切なことであります。行政が単に文字、数値を羅列し公表しただけで、公表してるのだから皆さんも現状がわかっただろうというのは、いつまでも温度差がなくなり、改革もままならないことは明らかであります。

改革の推進に向け、市民の皆さんに対し、大洲市の現状について十分な説明努力をした上で、行政改革大綱及び集中改革プランの必要性を理解していただき、一丸となって改革を行おうという総意が重要であり、現状の認識のための状況説明を十分に行うべきであると考えますが、市ではこの点どのようにお考えか、お伺いいたします。

情報の公開について。

平成17年度に一部プランが実施、検討され、平成18年度も、現在その真ただ中ではありますが、市民の皆さん等への報告は、いつ、どの時点で、どのような形で行われるのか、また集中改革プランは随時見直しを行うとのことであったと思いますが、その報告についてもどのようにするのか、お伺いいたします。

地方交付税の削減について。

地方交付税制度は、地方自治体間における財源の均等化を図り、全国どこでも標準的な行政運営が行われるよう、財源の保障機能として、所得税、法人税、酒税、消費税といった国税の一定割を地方に配分するものであり、この交付税の額は、国勢調査人口、面積を初めとして、道路延長や児童数、高齢人口などの多岐にわたる細かな基準に基づき算定されるものであります。

しかしながら、現在の算定基準は極めて複雑であり、今後簡素な仕組みに変えていこうということで、4月28日、竹中総務相の私的懇談会地方分権21世紀ビジョン懇談会においては、自治体の人口、面積を基準として算定した新型交付税の導入が必要との提言をまとめ、さらに竹中総務相は、5月10日、この新型交付税を平成19年度より導入することを経済財政諮問会議に

提示、今後政府がまとめるであろう骨太の方針への反映を目指す方向であります。

この新型交付税の導入は、全国のおよそ30県で現在より交付税額が減少すると試算され、元来裕福な大都市がますます潤うだけであり、地方は今まで以上に財源不足による厳しい歳出抑制を余儀なくされ、大洲市のような類似団体と比べて財政力が乏しい小規模自治体では、その影響ははかり知れないものとなります。

国のレベルにおいて、現在さまざまな財政改革が行われている中、今回の新型交付税の導入は、国の財政再建のため地方に大幅な歳出削減を押しつけるものであり、結果的に地方の切り捨てとなり、私には到底理解しがたいものであります。仮に導入といったことになれば、現在の大洲市の財政計画にも影響を及ぼすことは必至でありますし、そういった点も含め、市長はどのようにこの新型交付税についてお考えか、また市長会等を通じ導入阻止の要望を行っていくお考えがあるか、お伺いいたします。

次に、旧末永家住宅については、合併前の平成16年度に旧長浜町がその施設を修復保存し、地域づくりに活用するという条件のもとで、寄付採納により取得、土地については平成16年10月より10年間の賃貸借契約を締結し、合併後においては大洲市で財産を管理、賃借料の予算を計上の上、支払いを行っております。しかしながら、この施設は、取得して以来ずっと放置されたままの状態にあり、建造物は日々劣化、修復はそれにつれ困難の一途をたどっていることは明らかであります。

このように現実に全く有効な利活用をされていない施設に対し、1年間に216万円の土地借上料を支払い続けることは、私はもちろんですが、市民の皆さんも納得されるはずはありません。まだまだ景気不安定な経済情勢の中で、市民の皆さんが汗水垂らして働いて得た給料の中から一生懸命納付される市税の行き先が、いわゆる遊休施設の土地賃借料であっていいはずは

ありません。合併後1年半近くが既に過ぎようとしておりますが、計画書の1ページ目が真っ白であるということは、常識的には考えられません。

その具体的な整備方針、今後の修復スケジュール等について伺いいたします。

少年自然の家の整備について。

大洲少年自然の家が自然環境に恵まれた閑静な地に、少年の創造的な能力、たくましい実践力、強い忍耐力、そして豊かな情操を育成し、心身の健全な発達を図る目的で設置され、30年余りが経過しております。その間、少年たちが、オリエンテーリング、登山、自然観察等の野外活動や集団宿泊生活といった体験を通じて、さまざまな経験の中から成長を遂げたことと思います。施設の存在については、私は現在も十分な評価をいたしており、大洲少年自然の家が国立大洲青少年交流の家と共存し、またお互いを補完し合える関係が今後も引き続いていくことが理想であろうと考えます。

しかしながら、現実問題として、県内では本年4月より宿泊研修を中止した西条を含め、新宮、大三島、面河、野村、そして本市と6市町が少年自然の家を設置しておりますが、近年は小・中学校が体験学習をより設備の整った施設で実施する傾向にあり、利用者も激減し続け、歯どめがきかない状況にあるのではないかと危惧しております。

大洲市においても利用状況は芳しくないとのことですが、まず近年の利用者状況及び今年度の見込みをお伺いいたします。

次に、この施設のあり方について伺いいたします。

現在の施設は、設備面において近代的な施設にはほど遠く、また老朽化も著しいことは事実であり、今後も運営を継続するに当たっては、トイレの水洗化、浴室の改善、屋根かわらのふきかえ等、改修が必要になると思われます。

教育委員会では閉鎖も含め検討中とのこと

ありますが、方針、方向性をどのように考えられておられるのかお伺いいたします。

総合評価方式の導入について。

国や県、市といった地方公共団体が行う公共工事は、住民生活、地域社会、経済活動等の基盤となる良質な社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な意義を有しており、その工事の品質は、現在はもとより将来にわたっても確保されなければなりません。厳しい財政状況のもとで公共投資が削減されてきた結果、ダンプینگ受注や不良工事の発注等により、公共工事の品質低下に対する懸念も高まってまいりました。

政府は平成17年4月に、公共工事の品質確保の促進に関する法律を施行し、公共工事の品質確保のための取り組みとして、工事を価格だけでなく品質も含めて評価し落札者を決める総合評価方式の適用を掲げましたが、この制度は工事品質の確保や向上が図られることにより、工事目的物の性能の向上、長寿命化、維持修繕費の縮減による総合的なコストの縮減が図られるなどメリットを有する反面、総合評価の作業に手間がかかる、あるいは業者提案の内容を効率性、安全性に始まり、環境への影響、ライフサイクル、コスト等まで点数化して評価できる技術者を有していないとの理由で、国・県レベルでは実施されているものの、市町村においては導入が消極的であります。

国土交通省は、このたび国が率先して拡充している総合評価方式を地方自治体にも普及させるねらいから、地方自治体が公共工事の入札で総合評価方式を導入する場合、審査、評価を外部委託するための経費を補助対象に位置づける方針を固めたと同っており、これにより各市町村においても導入へのハードルは現在よりずっと低くなるものと考えております。

先ほど申し上げましたが、メリット以外にも、この制度の活用により企業間の技術力競争が図られる結果、それぞれの技術力と経営力が

育成され、また価格以外の要素が考慮され、競争となることで談合防止の環境が整備されることもあわせて期待され、私はこの制度の導入に向け検討を行ってはいかがかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

地域貢献について。

国の補助制度を活用し、審査、評価を外部委託する場合、例えば市内での災害発生時におけるパトロール活動や避難、災害防止の協力、また事後の応急復旧といったことへの貢献度、あるいは日常からの道路や河川清掃への参加など、おのおのの企業の地域に貢献している度合い、客観的に判断することは可能であります。官も民も市民も一体となって新しい大洲市を築いていくためには、そういった地域に対しての貢献度、愛着度といったものも総合評価として加えられるべきものと考えますが、あわせて御所見をお伺いいたします。

職員のメンタルヘルス対策について。

自治大学校が合併市町村の抱える課題や問題点、望ましい職員研修のあり方を探ることを目的に実施したアンケート、合併市町村の経営能力向上に向けた職員研修のあり方に関する調査の結果が、このほど公表されました。その中では、合併後の自治体の多くが、財政運営、組織、人事管理という大きな行政課題と並び、職場におけるメンタルヘルスの問題に直面している事実が明らかになりました。近年神経症性のストレス関連障害で長期療養する職員が全国的に急増傾向にあるとの報告がなされております。

合併後の職員削減、過重な調整業務に加え、地域性、慣習の異なる住民への対応や、異なる組織で育った職員間での事務処理方法の統一など、いわゆる想定外の急激な状況変化により、今まで以上のストレスが職員にかかり、今後ますますメンタルヘルスが重要になるものと考えております。

全体の奉仕者としての公共の利益のため、ま

た市民の福祉向上のため、職員が心身ともに健康な状態でその能力を十分に発揮し、職務を遂行することは当然のことであり、そのための体制、対策を職場において調整することもまたしかりであります。

庁内各職場でのメンタルヘルス対策を充実させるため、管理者向けの手引書を作成したり、学識経験者、コンサルタントによるセミナー、研修会を実施したり、悩みに答える電話相談窓口を開設したり、健康診断時に臨床心理士らによる心のヘルスチェックを加えたり、各自治体によりさまざまな取り組みを行っているようであります。

大洲市においては、職員の現在の健康状態をどのような把握しているのか、また具体的にどのようなメンタルヘルス対策を実施あるいは計画しているのか、お伺いいたします。

職員の内部公益通報について。

昨今、民間企業、国、地方行政機関等を問わず、さまざまな組織において不正経理、公金横領といった法令違反行為が明らかとなり、大きな社会問題となっております。市政における違法な事態を防止し、損失の抑制を図ることは、市民の信頼を確保し、透明で公正な市政運営を確保する上で非常に重要であることは、今さら申し上げるまでもありません。

大洲市では、現在監査委員制度に加え住民監査請求、情報公開等のチェック制度により、市政に対する市民の厳しい目が向けられ、その機能もある程度の効果を発揮していると評価しております。

一方で、私は、違法な不当な事実があった場合、これをいち早く的確に把握できる立場にある者は、多くの場合内部の職員であると考えており、是正、改善を目指す内部職員が、その事実を明らかにしようとする際に、職員みずからの不利益を招くことのおそれから、そうした事実が放置され、秘密として覆い隠されたりすることとなつてはならないと考えております。

本年4月1日から、生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令に違反する行為について、一定の要件のもとで通報した者を解雇等の不利益な取り扱いから保護することを定めた公益通報者保護法が施行されております。市政運営における公正の確保と透明性の向上を図るべく、条例や要綱を既に整備している自治体も、あるいは制定に向け調査、検討を始めている自治体もあるようでございますが、この法の施行を受け、大洲市はどのような対応をなされる予定かお伺いいたします。

職員の能力開発について。

平成の大合併の第1幕が、旧合併特例法の期限である本年3月31日をもって幕引きをされました。この7年間に、全国の市町村数は3,232から1,820に激減し、現在は合併した自治体それぞれに、生き残りの道を模索中と思われます。

合併後、各自治体においてさまざまな問題を抱え、その解決に向け多種多様の施策を検討される中、共通して実施される施策の一つとして、職員定数の削減による人件費の抑制が上げられますが、これは合併による行政規模の拡大、職員数の減少を現在の職員個々の能力を向上させることによって補い、原則として合併前の市民サービスを低下させないことを前提として成り立つものと考えております。

愛媛県においては本年度、市、町の要望を踏まえ、従来の研修制度を大幅に拡充、具体的には法令、行政経営、行政実務等専門向上を図るためのステージアップ研修、6コース25講座への市町職員の受講も可能とし、市町村合併後の実務に対応できる職員育成を県、市、町がともに行之、体制づくりをされたようであります。

大洲市では、今後ますます少数精鋭による行政運営が強いられることは明白であり、今まで以上に職員の能力開発、資質の向上が望まれるものであります。このような状況に対応するため、私は全職員が更なる研さんを積み、研修を

重ねることが重要であると考えますが、大洲市では職員の育成、能力開発に当たって研修をどのように位置づけられているのか、お伺いいたします。

あわせて、今年度の職員研修計画についてもお伺いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの武田議員さんの御質問にお答えをいたしたいと思えます。

私の方からは、2番目にお尋ねになりました財政問題につきまして、特に新型交付税の問題、このことについて市長は市長会等通じてどのようなとらえ方をし、取り組んでおられるのかということでございます。この点についてお答えをしたいと思います。

御質問にもございましたように、竹中総務大臣の私的懇談会地方分権21世紀ビジョン懇談会は、4月28日に中間とりまとめを発表、その後5月26日に新型交付税なるものの導入を柱として最終報告案をとりまとめ、発表をされたところでございます。

議員さん御指摘のとおりでございまして、新型交付税と申しますのは、お話にもございましたように、人口と面積を基本として算定いたしますと、人口の少ない私どものような過疎地域におきましては、大変憂慮すべき事態になるわけでございますし、また地域の実情を考慮しない機械的な算定に基づきます税を求められますと、全国的にも大きな混乱が生じてまいります。そのために、地方六団体ではさまざまなチャンネルをもって、地方の実態、今置かれておる状況の中での不安等について、各方面に反対の立場で説明、要望等を行っているところであります。

竹中大臣も記者会見等で、人口が少ないところでも基本的な財政需要がある、それをどう見るか、経過措置をどうするかなどを含めて、制度設計の話とは別途、きちんと順を追ってやっていきたいということを公式に表明をされておりますが、必要な調整措置等を検討していく考えと言いながら、地方側とは十分な協議をしていただく必要があるわけでございます。

県内におきまして、地方六団体で組織いたします愛媛県自治体代表者会議におかれまして、6月5日緊急アピールを発表され、その中で算定基準の見直しに当たっては、地域間で差異のある自然的、社会的条件を十分勘案して、行政需要を適切に把握することということを各方面に要望をしておるところでございます。

また一方では、財務大臣の諮問機関でございます財政制度等審議会では、地方交付税の削減に直結する地方交付税の法定率引き下げを提言すると伝えられておりまして、骨太の方針ということで地方交付税問題がどのように書き込まれるか、財務省、総務省、与党、また地方との間で大変厳しい調整が行われておるところでございます。

いずれにいたしましても、重要法案は継続審議のまま国会は閉幕したわけでございますので、永田町は一挙に9月の総裁拳に向けて走っておるのが、皆さんも御承知のとおりでございます。このような状況ではありますが、私どものような小規模な自治体の立場では、事情を十分理解していただけるように、そして平成19年度の予算がどのようになっていくかということは重大な関心事でございますので、今後とも継続して市長会等を通じて、心ぞろって要望等に努力してまいりたいと、このように認識をしておるところでございます。

議員さん各位におかれまして、御理解と御協力を重ねてお願い申し上げる次第でございます。

他の問題につきましては、それぞれの者から

御答弁を申し上げますので、ひとつお聞き取りをいただきたいと、このように思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

○小島健市総務部長 議長

○清水久二博議長 小島総務部長

〔小島健市総務部長 登壇〕

○小島健市総務部長 それでは、行政改革大綱、集中改革プランについてと職員の内部公益通報について、お答えをさせていただきます。

まず、行政改革大綱、集中改革プランの必要性に対する認識に関してでございますけれども、武田議員さん御指摘のように、行政改革については、市議会を初め市民の皆様や各種団体などの御理解、御協力をいただかなければ実践できるものではないというふうに思っております。そのためには、行政情報の公表が大変重要なことと考えております。現在、市のホームページや広報「おおず」等におきまして、財政状況、人事、給与状況、各種計画書などのさまざまな情報を掲載いたしまして、その公表に努めているところでございます。

なお、この公表に当たりましては、他の自治体等と比較しやすいようにということで、国や県から統一した様式で公表するようにと要請をされる場合もあるわけでございます。

今後は、そういった公表も含めまして、市民の皆様はその現状がよく伝わっているかといった点を検証しながら、よりわかりやすい情報の提供となるように工夫をしてまいりたいと考えております。

また、各種団体等からの御要望があった場合には、可能な限り担当職員が出向きまして、御説明をさせていただいているところでございます。

次に、集中改革プランの実施状況等の市民への報告、情報公開に関してでございますけれども、まず平成17年度の実施状況につきまして、現在実施状況調査表を取りまとめておりまして、今後内部組織の行政改革検討委員会及び

行政改革推進本部におきまして確認をいたして、集計を行っていくというふうになっております。その結果につきましては、市民委員で組織をしていただいております行政改革推進懇話会、また9月定例市議会時の議会運営委員会等においてその状況を御報告し、御意見をお聞きたいというふうに考えております。

また、市民の皆様への公表につきましては、市のホームページ等においてお知らせをすることにいたしております。

次に、平成18年度の進捗状況につきましても、その実施計画書を取りまとめまして、平成17年度の実施状況とあわせて御報告をいたしますとともに、11月には集計をしていきたいというふうに考えております。

また、計画の見直しでございますが、このことに関しましても、新規の改革推進プログラム、その項目も含めまして計画の見直し案を取りまとめいき、12月定例市議会時の議会運営委員会等において御説明を申し上げて、御意見をいただきながら見直し作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、来年の3月には行政改革推進懇話会及び市議会に御報告を申し上げた後、市のホームページ等で市民の皆様にお知らせをしていきたいと考えているところでございます。

このようにして取り組みの現状につきまして御理解をいただきながら、市議会、市民の皆様と行政とが一体となった行政改革の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げる次第でございます。

次に、職員の内部公益通報に関してお答えをいたします。

議員さん御指摘のとおり、企業や官庁の内部告発者を解雇などから守るための公益通報者保護法が、今年4月から施行されたところでございます。この法律の施行に伴いまして、当市におきましては今年の4月から、参事を通報相談

窓口の担当としているところでございます。

また、法律上の義務はございませんけれども、通報受け付けの方法と調査結果の通知の方法、また通報者への説明、相談者の保護などに関する事など、いわゆる適切な通報処理の仕組みを整備していくために、現在内部規程の制定について、その準備を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○神元崇人事秘書課長 議長

○清水久二博議長 神元人事秘書課長

〔神元崇人事秘書課長 登壇〕

○神元崇人事秘書課長 それでは、武田議員さんの御質問中、職員のメンタルヘルス対策及び職員の能力開発、以上2点についてお答えをいたします。

まず、職員のメンタルヘルス対策についてですが、議員御指摘のとおり、職場における要因や個人的な要因などから、心の病気により仕事を休む者の数が、過去5年間で約2倍と、全国的に増加の一途をたどっておりまして、人事管理上頭を悩ます事案でございます。

当市におきましても、心の病気により休暇をとる職員や休職する職員がおりますことは例外ではございません。現在その数は、休暇、休職中の職員が2人、勤務しながら通院、服薬等で治療中の職員を含めると、10人程度になるものと思われます。

その対策の実施状況であります。病休から復帰した職員等に対しましては、自然な態度で接することを心がけ、無理をさせないよう配慮するとともに、職場でどのように対応すべきかを正しく知ることにもまた重要でありますので、17年度には管理職クラスの職員90人を対象として、保健師によるメンタルヘルスを含めた健康に関する研修を延べ2回実施し、職員自身による健康管理やストレス除外の方法等を学んだところでございます。また、過去におきましては、13、14年度に、専門員、係長及び主事クラ

スの合わせて160人を対象に、専門の講師を招き、心の健康に関する研修を延べ3回実施いたしました。今年度におきましても、部課長等の管理・監督者研修に、精神科医師によるメンタルヘルス研修項目を取り入れることを計画しております。さらに、現在のようなストレス社会を反映して、愛媛県市町村職員共済組合では、専門医による職場のメンタルヘルスをテーマとした健康講座の実施、職員やその家族を対象に、電話やインターネットによる相談、面接によるカウンセリングが実施されているところでもあります。

職員のメンタルヘルス、いわゆる心の健康の問題は、結果として業務推進上のミスや業務の停滞といったことから、新たなトラブルの発生や他の職員に余計な負担がかかるおそれもあり、そうなるのは行政運営上も大きな損失となりますので、その対策は極めて重要であります。心の病気は、国民の5人に1人は一生のうちに経験するとされております。あすは我が身かもしれません。

今後とも職員が全体の奉仕者として、心身ともに健康な状態で職務を遂行することができるよう、個人レベルではなく、職場全体でその対策を講じていかなければならないと思っておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、職員の能力開発についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、地方自治体の職員の果たすべき役割と市民の期待は、従前にも増して大きく、時代の流れに対応し、職務を的確に処理していくためにも、組織における人材育成は、今後の市勢発展に欠かせない重要な要素であると認識をいたしております。

以前より組織は人なり、とよく言われてきておりますように、厳しい財政状況のもとで、合併後の新たな地域間競争を勝ち抜いていくためには、組織を動かす職員の一人一人をどのよう

に育て、生かし、そして円滑な歯車としていくのか、そのことに尽きるのではないかと思います。そういったことから、職員の能力を見つけ育成するための職員研修は、市政推進の上で欠かすことのできない重要事項の一つとして位置づけをしております。

昨年6月には、人材育成に関する基本的な考え方及び研修の場において重点的に取り組むべき事柄を取りまとめました大洲市人材育成基本方針を策定し、職員として当然に必要な実務遂行能力を初め、今後の地域づくりに欠かすことのできない政策形成能力やコミュニケーション能力などの向上に向け、職員研修の効果的な実践に努めることといたしております。

今年度の研修計画について申し上げますと、愛媛県研修所に14人、市町村職員中央研修所に2人、自治大学校、社会教育主事研修にそれぞれ1人ずつ、計18人を派遣する予定でございます。愛媛県研修所における今年度の受講内容につきましては、議員からお話のありましたステージアップ研修とは別枠にはなりますが、市町職員のみを対象とする中堅職員研修、係長研修、地域政策立案講座、そういったものでありまして、県の制度拡充に合わせ例年より3人増員をすることといたしております。市独自で行います自主研修につきましては、今年度は部課長及び主査クラスの合わせて100人を対象にした研修、その他時事通信社による環境とエネルギー問題をテーマとした講演会、愛媛県によるボランティア講座等をあわせて実施することといたしております。

また、これらの方法とは別に、職員各人が通信教育等の自主的に行う自己啓発を奨励いたしますとともに、その受講職員に対しましては、1人2万円を限度に支援する制度を設けております。

職員研修の重要性、また自己の能力開発の必要性を職員一人一人が自覚しました上で職務に精励をし、及び研修に主体的に取り組むとともに

に、活力ある地域づくりを積極的に推進していくことができますよう、御指摘を踏まえまして、引き続き人材育成、それに十分な配慮をしまいいりたいと考えております。御理解、御協力のほどお願いを申し上げまして、以上お答えとさせていただきます。

○城戸秀光監理課長 議長

○清水久二博議長 城戸監理課長

〔城戸秀光監理課長 登壇〕

○城戸秀光監理課長 武田議員さんからの御質問のありました入札についてお答えをいたします。

まず最初に、総合評価方式の導入についてでございますが、議員さん御指摘のとおり、公共工事の品質確保の促進に関する法律が平成17年4月1日より施行されました。同法の総合評価方式とは、公共工事の調達を従来の価格競争から価格と品質と技術の総合的な競争により落札者を決定する方式でございます。

総合評価方式の導入により見込まれる効果といたしましては、目的物の品質の向上、新技術、新工法の採用の促進、不良、不的確業者の排除及び談合防止などが考えられます。

しかし一方においては、手続開始から契約までに相当期間を要すること、当市では中小規模の工事件数が多数を占めており、技術提案の余地が少ないこと、客観的な評価方法の設定が困難であることなども課題として上げられます。また、導入をすることにより零細企業などは淘汰される心配もあり、地場産業の育成にもかかわり、雇用の問題も懸念されるものと思っております。

最低価格は必ずしも落札者にならない総合評価方式の導入に当たりましては、市民が理解し納得できるような評価のあり方を示していくことが重要だと考えており、今後検討すべき課題も山積しているわけでございます。

議員さんの御質問にありました、審査、評価を外部に委託する経費を補助対象に位置づける

方針を国土交通省が固めたということでございますが、現時点ではまだ詳細な補助対象基準が示されていないのが現況でございます。

このようなことから、総合評価方式の導入につきましては、けさの新聞報道にもありましたように、県においても今年度から試行段階でありますので、当市といたしましても今後慎重に検討し、県内の動向をよく見守りながら判断をしまいいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地域貢献について申し上げます。

地域に対しての貢献度、愛着度を総合評価に加えてはとの御提案でございますが、今後総合評価方式の導入について検討を進める中で参考とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは少年自然の家の整備についてお答えを申し上げます。

当施設の利用者の状況につきましては、平成10年度の6,651人をピークに年々減少いたしておりまして、平成17年度につきましては、ピーク時の約4分の1に当たる1,745人の利用実績となっているところでございます。また、本年度の利用申込状況につきましては、現時点で1,117人と減少傾向でございます。

利用者数の減少要因といたしましては、少子化による児童・生徒数の減少のほか、国立大洲青少年交流の家や大三島少年自然の家などの設備の整った施設に利用者が移動したことによるものと考えられておりまして、今後も利用者数の大幅な伸びは期待できないという状況でございます。

御承知のように、当施設は上須戒中学校の校舎を改修したものでございまして、築後70年近

くが経過しているため、施設設備は老朽化が著しく、今後も継続して運営していくためには、大規模改修は避けられない状況にあります。現在の厳しい財政状況を考慮いたしますと、多額の財政負担を伴います大規模改修は困難であるというように考えております。

このようなことから、現状のままでの運営継続は利用者の安全上好ましくないと考えておりますので、今後閉鎖の方向で地元協議を進めてまいりたいというように考えているところでございます。

なお、閉鎖後の取り扱いにつきましては、地元の意向も踏まえながら、適切に対処してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げまして、お答えいたします。

○櫻田和明長浜支所長 議長

○清水久二博議長 櫻田長浜支所長

〔櫻田和明長浜支所長 登壇〕

○櫻田和明長浜支所長 私からは末永家旧住宅の整備についてお答えいたします。

末永家旧住宅につきましては、議員さん御指摘のとおり、末永家より旧主屋や百帖座敷などの寄付を受け、平成16年9月の旧長浜町定例議会において寄付採納と10年間の土地賃貸借契約締結の議決がなされたものでございます。その際、寄付の条件として、建物については修復保存し、地域づくりに活用するという約束がなされております。

なお、この旧主屋、百帖座敷につきましては、国の登録有形文化財として登録されているものでございます。

末永家旧住宅の取得につきましては、長浜地区の皆様方の文化財として貴重な建物の保存と活用についての強い思いがあって実現した経緯がございます。こうした地元の皆様方の地域を思う情熱にこたえながら、文化財の保存、活用と地域の活性化に力を入れていく必要があるものと考えているところでございます。

今後の整備計画につきましては、この歴史的、文化的、技術的にも価値のある末永家旧住宅を修復保存し、周辺部を歴史ゾーンとして、坂本龍馬ゆかりの富田邸、江湖港、国登録有形文化財の長浜大橋などとあわせ一体的な整備計画の検討を行い、地域づくりに取り組みたいと考えているところでございます。

しかしながら、建造物の毀損が激しいことから、できるだけ早い時期にとは思っておりますが、現在の市の厳しい財政状況を勘案しますと、今直ちに取り組むというのは非常に厳しいところでございますので、いまだ少し時間をいただき、地元の皆様方とともにさらなる検討を行い、また見直すべきところは見直しを行いまして、計画的に実施していく必要があるものと考えているところでございます。

現在のところは、こうした状況でございますので、具体的な整備スケジュールはできておりませんが、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○7番武田雅司議員 議長

○清水久二博議長 武田雅司議員

〔7番 武田雅司議員 登壇〕

○7番武田雅司議員 最後に一言。

せっかく長浜の、県も国も文化財と認められても、そのまま今の、油屋がそうです、買ったままで置いて、そのまま手もつけずにおって、解体をせんといかんと。せっかく重要文化財になるようないいものであれば、皆さんがいろんな、寄付行為、いろんなことができると思います。一日も早く、あのままでほっておけば最終的に、最初にやらんといけんことというのは、屋根とか基礎とか外壁とかというのはあります。どうしてもお金がないのであれば、応急処置を早くしとくと。あのままにしとけば、せっかくいいものが劣化していくだけだと思います。また、地域の方がそれだけ愛着があるのであれば、今言うような寄付で何とか応急処置が

できないか。残していきたいと思います。どうぞ地域の方頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○清水久二博議長 次に、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策であります。

通告に基づきまして、順次質問を行いたいと思います。

通常国会は6月18日、会期延長せずに閉会をいたしました。小泉内閣は誕生以来この5年間、痛みに耐えたら明るい未来がある、国民をだましながら、口は悪いですが、構造改革と規制緩和をあらゆる分野に広げて、痛みだけを国民に押しつけてきた内閣でありました。

今、9月の内閣改造を目指しまして、次の首相はだれになるのかと、マスコミでも大変注目をされておるところでありますけれども、小泉路線を継承する次の首相は、さらに財政再建を大きな柱としながら、国民には消費税の大幅な引き上げを押しつけてくる、これは間違いのないところであります。今、国民の多くは、だれが首相になられても今の政治は変わらない、白けたムードでこの報道を見ている、これが現状だと思うわけであります。

通常国会では、国民の平和と日本の平和と安全を根本から脅かす国民投票法案、共謀罪、教育基本法の改定など、改憲の動きが急速に進められてまいりました。今の憲法はアメリカから押しつけられたものだ、自衛隊を海外に派兵しても、武器を使ってテロや武力勢力と戦えない、現在の憲法は国際的にも通用しない、憲法は時代に合わなくなっている、こういう論調が改憲の根拠となってきております。

市長は、さきの6月議会の提案理由の説明の中で、教育基本法に触れて、戦後59年、教育基

本法は一度も改正されなかった、こう述べられて、今後の経過を見守るというような発言をされました。憲法は戦後60年間、一度も改定されなかったのであります。それは、憲法が国際的にも評価をされ、国内でも平和と民主主義の精神が貫かれている、そういうものだからであります。憲法は、第9条で再び戦争をしない、武器は持たない、戦争放棄と世界平和を掲げ、24条には基本的人権、25条には生存権、さらには思想、信条の自由など、何よりも主権者は国民であるということを明記した、こういう憲法でありまして、今までこれを変える必要がなかったわけであります。

今憲法を改定しようと進めている勢力は、まず憲法9条を変えて、アメリカが進める戦争に日本が戦争参加できるようにするというのが最大の目的であることは、これまでの議論を通じても明らかなことであります。

この60年間、武器を持って外国を侵略せず、戦争に参加しなかった日本を、侵略戦争に手のかす国に変えていくと、こういう流れの中で、今国際的にも反戦、平和を掲げる憲法9条というのは輝きを増しているわけであります。「憲法9条いまが旬」と大江健三郎氏を初め著名な方々9人が呼びかけた憲法を守れの声、この2年間に憲法9条を守る会が全国5,200の地域、職場でつくられて、運動が急速に広がっています。法案は継続審議になりましたけれども、私は廃案を目指して、引き続き頑張る決意であります。

市長は、憲法は古くなった、押しつけられた憲法だ、時代に合わなくなっているから憲法は変えるべきだという立場に立たれるのか、それとも憲法は守るべきで、改憲の必要はないという立場に立たれるのか、まず所信を伺うものであります。

政治姿勢の2点目は、四国電力伊方原子力発電所で行うと発表されましたプルサーマル計画についてであります。

プルサーマル計画は、原発の使用済み核燃料から取り出したプルトニウムをウランと混ぜてMOX燃料をつくる。そのMOX燃料を燃やして伊方原発の3号機で発電をするというものであります。

6月4日には、伊方町で600人を超える住民が参加をして、プルサーマル計画の安全性についてシンポジウムが開かれました。国や四国電力は安全性を強調しましたが、参加した多くの皆さん方は安全性について今でも不満を持っており、プルサーマル計画そのものかわからないというのが実情であります。

3月1日に開かれた衆議院の予算委員会の分科会では、津波による5メートルの引き波があったときには、日本の原発の約8割に当たる43基の原発で冷却水が一時的に取水できなくなるということを明らかにしました。伊方町で3つの原発が稼働しておりますけれども、3号機は4メートルの水位低下、1、2号機は5メートルの水位低下で取水が不可能になると政府は答弁をしているところであります。伊方原発の沖には日本最大級の活断層があり、ほぼ2000年周期で動いている。現在その周期に入っている。いつ地震が起きてもおかしくないと言われております。

きょうの新聞報道で見ましても、今度起きる南海地震は津波を伴う巨大型の地震が起きるのではないかと、こういう報道もされています。施設の方も老朽化が進んでおりまして、定期点検中であった1号機や2号機でも、いろいろな事故が発生をしていると、こういう状況でありまして、事故に対する不安は増すばかりであります。

市長は、5月1日に八幡浜市で開かれた南予活性化対策会議で、プルサーマル計画は周辺地域にとって大きな問題だと発言をされたと報道をされております。私は、時宜を得た発言だとして評価をいたしますけれども、県から出席をしていた吉野内副知事は、市長のこの発言には

一切一言も触れなかった、答えなかったと報道もされています。このことに関して市長はどのように受けとめられたのか、感想を含め、まず伺いたいと思います。

安全性の確保、住民の不安の解消などを進めるためにも、私は1回のシンポジウムだけではなくて、大洲で開くことも含めて各地で開いて、賛否も含めた住民の合意と納得のもとで慎重に進めるように国や県に求めるべきだと考えます。

きょうの新聞報道を見ますと、県は来月23日に公開討論会を松山で開くと表明をしておりますけれども、大洲市でも独自に学習会やシンポジウムを開くよう提案をするものであります。市長の見解を伺いたいと思います。

次に、市民の暮らしと福祉にかかわる問題について伺いたいと思います。

自民、公明の連立与党の賛成で、介護保険を含めた老人医療費の大幅引き上げになる医療制度の改悪法が成立をいたしました。成立した医療制度改革法は、長期入院患者にはホテルコストと称して食事代また部屋代をかぶせていく。入院患者の追い出しにつながる療養病床を削減をすると、こういうことであります。70歳から75歳、そして75歳以上に分けて前期・後期高齢者医療制度を創設する。また、混合診療の拡大など自己負担は軒並みに引き上げられることになります。

まず、現在全国で38万床あると言われる療養型病床を23万床削減をと言われておりますけれども、大洲には入院施設のある総合病院で現在療養型病床は幾らあるのか。また、削減の基準や方法などは示されているのかどうか。また、地域の中核病院である大洲病院ではどのように対応を考えておられるのか。大洲病院では、相次ぐ医療費、さらには点数の改悪などで大変苦勞が多いと思いますけれども、10月から実施される場合、診療報酬も大幅な減収になると思います。聞きますと、大洲病院では療養型

の病床はないということでありますけれども、医療を提供する側として、財政的な影響はどのようになるのか、伺いたいと思うわけであります。

リハビリなどで長期に入院している患者、病状固定と診断をされて退院をさせられるお年寄りが10月以降は確実に出てくるわけであります。引き受ける老人施設となる特養ホームとみず寮などは、何年も待たなければ入所ができない、こういう状況であります。入所施設が不足していると私は考えますけれども、ほかの施設などで今後対応できるものなのかどうか、伺いたいと思うわけであります。

以上、高齢者問題と医療制度改悪に伴う大洲市への影響について伺いましたけれども、具体的な答弁をそれぞれお願いをしたいと思います。

また、次に合併をした大洲市は地域も広くなって、交通の地域間格差をなくすためにも、市民の皆さん方が市内に安心して足を運んでいただけるような福祉バスを走らせるべきだと提案をいたしました。市長は、ワンコインバスの運行を検討したいと答弁をされているところでありますけれども、1年半が経過しようとしている現在、どのように検討されているのか、改めて伺うものであります。

質問の第3は、農業問題についてであります。

農業は国の基幹産業で、国民の食を支えてまいりましたけれども、近年は農産物の輸入自由化で農業は切り捨てられております。

一方、農家では高齢化や後継者不足でダブルパンチも受けているわけであります。農民を農村から追い出したあの昭和30年代の農業構造改善事業に始まり、猫の目農政と言われた農政と農産物の輸入自由化の中で農業破壊が続けられた。農業破壊を続けてきた自民党農政の責任は重大だと考えます。

政府は、新たに農産物の価格補償制度を廃止

をする。大規模農家や集落営農だけを助成をする品目横断対策を盛り込んだ農政改革を実施するとしております。そして、これまで農業を支えてきた家族農業を切り捨てるものになると私は思いますけれども、これは中止すべきであります。17年度の大洲の農業経営体数は2,244戸であります。農地の所有規模が0.3ヘクタールから1ヘクタールというのが1,624と約70%を占めています。国は、これからの農業経営は北海道で20ヘクタール、内地では4ヘクタールの経営規模がなければ農家として認めないという指針も打ち出しています。大洲市の認定農家は現在264と言われておりますけれども、4ヘクタールという農地の集約を今後どのように進めるのか、その見通しと対策についてまず伺いたいと思います。

さらに、集約されずに残される農地や小規模農家に対する支援策については今後どのようにされるおつもりか、伺いたいと思います。

今、東大洲を初め、遅いところでは田植えの最中という地域もあります。作付されずに荒らされている水田が各地で見られる今日であります。市では、作付がされずに放置をされている、そういう水田をどのように把握をされているのか。また、地主に対して水田を荒らさないようにという指導はどのようにされているのか。指導をすべきだと思いますけれども、伺いたいと思います。

質問の第4は、鹿野川ダムの改造計画についてであります。

15日未明から16日にかけて、前線の活発な動きで大洲市を初め肱川上流の西予地域でも大雨が降って、野村ダムや鹿野川ダムの放流もされました。結果は被害もなく、一安心をしたところであります。国土交通省は、鹿野川ダムの改造の調査費として、ことし6億5,000万円の予算をつけておりますが、現在どのような調査が行われているのか、まず最初に伺います。

事前放流施設ができれば、下流の洪水被害を軽減することは確実であります。河川改修と堤

防整備を同時に進めるならば、大幅に安全度を引き上げることになるわけであります。久米川では、阿蔵地区河川改修事業が国土交通省の直轄事業で、上流部は県が事業主体で久米川災害復旧助成事業が行われることになりました。

6月10日に起工式が行われました。一日も早く完成させることが阿蔵・西大洲地区の安全・安心度を引き上げることになります。私も地元の一人として、地元の皆さんの多くは一日も早い完成をと期待をしているところでありまして、工事の安全を目指しながら、一日も早く完成をさせてもらいたいと思うわけであります。

一方、上流の菅田地区、下流の多田地域の堤防整備計画、これはどこまで検討されているのか、伺いたいと思います。

私は、さきに触れましたように久米川の整備が進めばそれでよしという立場はとりません。今後も両地区での堤防整備を進めるためにも、さらに努力をしていきたいと決意を新たにしているところであります。

質問の最後には、教育問題についてであります。教育長の基本姿勢を伺いたいと思います。

改定案は継続審議になりましたけれども、審議を通じて明らかになったことは、教育基本法を変える必要はないということであります。改定案どおり改定案づくりを進めてきた自民党や公明党の幹部は、少年犯罪やライブドア事件、耐震偽装問題などは教育のせいだと盛んに宣伝をしてまいりましたけれども、問題は教育基本法にあるのではなくて、歴代の自民党政治が基本法の民主的な理念を棚上げをして、競争と管理の教育を押しつけてきたことにあると思うわけであります。小泉首相は、ライブドアの堀江氏、村上ファンドの村上氏を構造改革規制緩和路線の旗手として褒めたたえてきました。勝ち組の筆頭として持ち上げてまいりました。法を犯しても捕まらなければよいという、この道徳観で市民道徳を踏みつけてきたこの事実を見ましても、自民党政治の責任というのは明らか

だと思うわけであります。

改定案は、法律で国を愛する態度など20項目の徳目を強制し、目標達成を教員と子供に義務づけ教育の自立性を奪い、また学力テストを復活させて、できる子、できない子に振り分ける競争主義を現場に持ち込む。そして、教育の自主性と自由を奪う、そういう中身になっているわけであります。

教育基本法を全面的に改定するねらいは、憲法改定をして海外で戦争する国をつくる、子供たちを早い時期から勝ち組、負け組に色分けをして弱肉強食の経済社会をつくると、そういうねらいと一体のものであります。憲法を根づかせて次代を背負う子供たちが民主的な教育環境の中で伸び伸びと育ち、平和と民主主義を花咲かせる日本をつくるためにも、憲法と教育基本法の改定はやめるべきであります。教育長の見解と所信を伺いたいと思います。

時間も30分ということでありますから再質問はできませんが、教育委員会ではどのように議論をされているのか、教育委員長の方からも所信を伺って、私は憲法や教育基本法の改定案、継続審議にはなりませんでしたけれども、廃案にさせるために全力で奮闘するということを表明をして質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、大野議員さんのお尋ねのうち、私の方からは、まず憲法改正の問題について今回も所信を述べよということでございますので、その点と、それから四国電力のプルサーマルの件につき、5月1日の事の真相はどうじゃったんぞということでございますので、その点を答弁をしたいと思います。それから、ワンコインバスについて、最初から就任当時から言いよるが、その後どういうふうに進んどうか、現況を言うてみいということでござい

ますんで、以上３点につきまして私の方からお答えをしたいというふうに思っております。

まず、憲法改正の問題でございますが、このことにつきましては、昨年６月議会で大野議員さんにお答えをいたしました。また、９月議会では梅木前議員さんからも御質問がございまして、同じく見解を御答弁させてもらったところでございます。基本的には、地方の一市政のこの場で論争いたしましても、せんないことだということは思うんでございますが、しかし日本国としても非常に大事な問題でございますし、御質問でございますんで、私の全く個人的な見解を述べさせていただいたらというふうに思います。

結論からいいますと、前にも申し上げておりますとおり重ねての御答弁でございますが、自衛隊というものが現実存在をしておるわけでございますから、釈然としないところがあるわけございまして、実態に即した改正が必要ではないか。つまり自衛隊なる組織を憲法の規定上、位置づける方がよいのではないかというのは、かねがね考えておるところでございます。そういう意味からいいますと、古くなって押しつけられたような形というような理由は別といたしましても、改憲を行う必要な時期に来ておるのではないかという認識でございます。

また、９条改正につきましては、なぜ改正することが、戦争に日本が参加できるようにすることが最大の目的となるのかというような余り飛躍し過ぎた主張に同調することは全くできないわけでございますが、私はこれまで行われてきたようなＰＫＯ（国連平和維持活動）あるいは復興支援、最近では自然災害がたびたび起こりまして、そういう場に出くわすことが多いようでございますが、一定の海外活動については、日本が国際貢献という役割を果たす上からも大変重要なことになっておるのではないかという認識でございます。専守防衛を絶対的な原則として、そういうことを憲法の規定上も明確にす

べきであるというふうに思っております。

恒久の平和を望む、求める気持ちは全く同じでございますが、議員さんと私の主義主張の違いというものを埋め合わせることはなりませんけれども、私といたしましては、いずれにしましても憲法公布から既に６０年という長い期間が経過しているわけございまして、ここで急に結論を急ぐ必要はないのではないかという考えでございます。

また、改正が行われるといたしましても、戦争の放棄と恒久の平和、その理念は永久に堅持をされなければならないものでございまして、さらにその理念なき憲法改正はあってはならないというふうなことを願う者の一人でございます。

以上、過去にお答えしとることと重ねての御答弁でございますが、この問題についての答弁とさせていただきます。

次に、お尋ねのございました四国電力のブルサーマル計画に関する５月１日の南予活性化対策会議の席上での市長は発言をしたのにもかかわらず、この問題について吉野内副知事の答弁というか、返事はなかったらしいじゃないかという御趣旨の御質問でございますが、とにかく新聞とか巷間で伝わりますものは全部は伝えていただけません。主観が入ったりしますと、とかく部分的なことになるわけございまして、そういうことによって伝わったのかなと思うんですが、私が当日申し上げましたのは趣旨が若干違いまして、意見をそれぞれの首長、一言二言言うてくれという順番に御指名がございまして、私の方からも地域の問題、プロスポーツを取り上げて大洲市の活性化づくりをやりたいというような問題とあわせて発表する中で、最後にこれは常々市長会でも実は話題になっとうございまして、電源交付金、伊方原発が立地しとることということで伊方町に、私も正確な数字は正直言って知りません。知りませんが、市長会等でとにかく出ております話が、ま

あいよいよこれ事故が起きて問題が発生したということになったら伊方だけじゃないわいのと、お互いも近隣におって、特に長浜町と合併をいたしましたんで、私も長浜から伊方原発あれよというところで海から見ますと、すぐ近くでございます。そういう状況の中で事故が起きた場合には、本当伊方とかその近隣だけじゃなしに、大洲も当然これエリアの一つじゃなあとという認識をしとったものですから、今回のプルサーマルをもしやると、伊方でもやるということが進み出して、そういうことになったら今言っておかないと、伊方原発の立地のとき私どもは知りませんから、風の便りに聞くぐらいで、何かそういうものがあるんということは聞いとりましたが、金額がどのぐらいあるやら、かれこれの金額と聞いておりますが、そういうものがあるがために伊方町とされても、これはよその要らんことですが、なかなかそういうリスクを負われながら、そういうものがあっていろんな困難を生じてる面もあるやに聞いております。

そういう観点からいいますと、私どもも含めて、これは大きい意味で一朝事ある場合には、少しずつでもやっぱりそういうものもいただいとるかわりに訓練もせにゃいけんし、いざというときには一緒になって対応せにゃいけんなどということにその観点を変えていくべきではなからうかという意味合いで、お金の問題だけ言ったんではないんですが、そういう意味合いでこのプルサーマル計画が云々と言われておる今の大事な時期に、そのこともあわせてやっぱり市長会としても取り上げて本気で議論をしとくべきではなからうかという私は御提案をしたんです。

ですから、副知事にとかく何とか返事をくれということと言ったんではありませんで、私のかねがね、だれかから出るかなあと思っとったら出なんだものですから、私がそういう議論、やっぱり非常に大事な時期だし、時期もいい時

期だと思ったものですから、そういうこともかねがね話をいろんな機会ですとるものですから、また考慮に今後入れてもらいたいと思うがという話をしたわけです。それがこの問題の真相でございまして、若干ニュアンスが伝わり方が違っとったかなと思いますんで、お話をさせてもらっておきたいと思います。

なお、市民への説明等につきましては、議員さん言われるとおりでございまして、どこが主催の説明会でございまして、機会をとらえてそういう合併後のエリアの問題等もあるわけでございますから、大いに賛成でございまして、また機会を見て私もそういう機会がありましたら、勉強の意味もありますし、今後の市民に対する啓蒙もございしますので、出かけて聞かせてもらいたいというふうな認識でございまして。

それから、3点目のワンコインバスについてでございますが、これは昨年の6月議会にお答えをいたしましたように、進展する高齢化社会の中で合併により拡大した地域間を結ぶ交通手段の一つとして、ワンコインバスは大変有効ではないかというふうに考えております。その考えは変わりません。

本年3月に策定いたしました集中改革プランにおきまして、バス等の運転業務の委託化等総合的な交通体系の構築を検討していくこととしておりまして、本年度は市内におけるバス等の運行現況調査を行うこととしております。

このことに関連いたしますが、当市は近年人々の心をいやすスローな町として、きのうから申しておりますように注目を集めておるところでございまして、多くの観光客が訪れてきてもらっております。

J R大洲駅からの交通手段の不足など、観光客にとりましてはやや不便な状況にあることから、観光2次交通を充実させる必要性も高まってきたという認識をしておるところでございます。

しかし、現状ではバス運行による経費負担が

どの程度かかるのか、ある程度採算性は見込めるのか、市民の声や利用者の需要など判断に要するきちんとしたデータや研究成果がございませんために、国の補助事業などを活用してシミュレーション、実証実験を行うべくおおず街なか再生館とともに、観光２次交通を主体としたバス運行実験の準備を検討してみてもらったところでございます。

この結果では、ＪＲ大洲駅から観光地、ショッピングセンター、医療施設等を結ぶ市街地循環バスを運行し、地域住民のマイカーからバスへの転換、観光客のマイカーから鉄道、バス利用の転換を促すとともに、既存の市福祉バスや民間バス路線の整理統合の可能性を探り、これにより交通の利便性の向上と利用促進策を目的とした研究を進めようとするものでございますが、しかしながら諸般の事情により、残念ながら今回は採用に至らなかったということでございます。

他の市では、事前の準備不足ということで、余り急いで取り組んだために、バス運行を継続していくことが困難となった事例も若干出るところもあるようでございますので、今後さまざまな調査研究を行いまして、当市にとってもふさわしい総合的な交通体系を構築してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

しかし、１つだけ実態として起こっておりますのが地方バス路線の維持費補助金の動向でございます。16年度、17年度、今年度と順々これは極端に減ってございます。ことしがもう既に３年間、合併特例の期限が３年間ということで経過をいたしたために、本年度以降の県補助金については３分の２から対象路線の減少とあわせて補助率の縮減ということで、３分の２あったものが２分の１ということに補助率はなっていますし、また現段階で、ことしでございますが、伊予鉄の南予バスが４系統あるわけですが、これに対する県の補助、市の補助をしてお

るわけでございますが、宇和島バスが３系統、合わせて県の補助が1,461万9,000円、それから市単独で1,381万9,000円、17年度やっております。これが18年度、先ほど言いましたように３分の２から２分の１ということに落ちてまいりましたし、現段階で18年度の県補助対象路線の見込みは、伊予鉄南予バスの４系統あったものから１系統、磯崎といいますから、これは八幡浜市になるんでしょうか、磯崎線、これだけに落ちる、１系統になってしまうというようなことでございます。

こういうことでございますんで、あと先ほど言いましたようなことでワンコインバス、よく途中でやりっ放しになったようなところもあるという事例もあるようでございますんで、そういうことにならないように、うちはうちで独自の検討をして、なかなかペイできないという中で取り組んでもらうところも勇気の要ることだと思いますが、しかしこういう路線バス、地方バスの流れもあるわけでございますんで、何らかの形で市民の足については確保を、いろんなバスも使いながら、また肱川、河辺とエリアも広いわけでございますし、そういうことについては慎重に検討をしてみりますし、申し上げますように、これは前向きにそういうものがフォローできるように検討を、若干テンポを早めていきたいというふうに思っておる次第でございます。この点の今後の動向といいたし、考え方、経過等について御答弁をさせていただきたいと、このように思う次第でございます。

その他のことにつきましては助役以下御答弁申し上げますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後１時から会議を開きます。

午後０時00分　休　憩

~~~~~

午後１時00分　再　開

○清水久二博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 大野議員さんの御質問中、四国電力プルサーマル計画に関する件につきましてお答えをさせていただきます。

プルサーマルのシンポジウムにつきましては、大洲市での開催を含めて各地で開いて、住民の合意と納得のもと慎重に進めるように国や県に求めているかどうかという御質問でございます。

この件につきましては、公式発表ではないと思うんですが、本日の新聞報道によりますと、来月の23日に松山市で開催するために調整されているということのようでございます。県独自の公開討論会を開催することによりまして、四国電力が申請されております事前了解の可否を最終的に判断される予定でございますので、市といたしましては十分な審議がなされるよう、国・県及び伊方町の動向を常に注視しながら、市民にとって最も適切な方針が導き出されることを切に願っているところでございます。

また、市独自に学習検討会を開く考えはないかとの質問につきましては、御存じのようにプルサーマル計画の妥当性の議論につきましては、去る6月4日に開催されましたシンポジウムの中で、推進派及び慎重・反対派の専門家を交えて議論がなされましたが、集約いたしますと推進派からは炉心のMOX燃料が全燃料の3分の1程度なら安全という国の指針に基づき、伊方原発の場合は4分の1にしようとする計画であり、安全だというふうに主張がなされました。

これに対しまして慎重・反対派からは、MOX燃料を使用することによりまして、燃料棒内でのガス量がふえ圧力が高まり、全体の溶融度

が少なくなるという観点から、安全面において不安であるという見解が示されたわけでございます。

このようにプルサーマル計画に対します安全性の問題につきましては見解が分かれているところでございますが、この安全性の問題の根幹を議論することは非常に専門性を有しますので、国または県にゆだねることが一番であると考えておるところでございます。市といたしましては、市民の安全性が十分に確保されますよう、今後とも国及び県が慎重に審議を重ねていただきたいと考えておるところでございます。

以上、プルサーマルに関するお答えとさせていただきます。

○佐伯幸一市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 佐伯市民福祉部長

〔佐伯幸一市民福祉部長 登壇〕

○佐伯幸一市民福祉部長 大野議員さん御質問中、私の方からは療養病床の削減に係る部分につきましてお答えをさせていただきます。

療養病床につきましては、医療の必要度は低いですが、家庭の事情などで長期入院している、いわゆる社会的入院患者が多いとして、厚生労働省はこの療養病床について現在38万床ある病床を平成24年度までにリハビリを中心とした老人保健施設などへの転換を図り、約15万床に集約することとしております。

この療養病床につきましては、医療保険から費用が支払われます医療型が全国に25万床、それから介護保険から支払われる介護型が13万床ありますが、その選択につきましては各病院の任意となっております。

お尋ねの市内の状況でございますけれども、療養病床は8医療機関で377床ございます。そのうち介護型は6医療機関の116床でございます。この病床数につきましても医療型から介護型へ、またその逆の転換につきましても随時可能となっております。

また、厚生労働省は社会的入院を解消し、医

療費の適正化を図るため療養病床を削減することとしておりますが、今後の削減基準や方法などにつきましては、まず医療型につきまして3つの分類をすることとしております。1つ目は、医療の必要度が高い患者が8割以上のもの、それから通常のもの、それと医療の必要度が低い患者が6割以上のこの3つに分類されようとしております。

また、介護型につきましても通常型と経過型施設、いわゆる介護報酬が低い分、職員の配置基準も緩和され、老人保健施設などへの転換を目指すということで経過型施設、この2つに分類され、いずれにつきましてもそれぞれの医療機関が随時その種類を選択することとなっております。

厚生労働省は、この医療機関の判断結果が今後の再編計画に影響を与えることから、実態把握をすることといたしております。

当市といたしましては、国の考えや各医療機関の今後の方針等について情報収集に努め、被保険者や各事業者の混乱を招かないよう努めてまいりたいと考えております。

また、退院患者の施設受け入れにつきましては、他の介護保険施設や有料老人ホームなどに入所していただくか、介護保険の在宅サービスを利用しながら自宅で生活していただくこととなります。

議員さん御指摘の介護保険施設におきましては待機者が多く、特に特別養護老人ホームでの待機期間は長くなっております。しかしながら、施設整備につきましては、当市においては全国的に見ても比較的整備が進んでいるものと思っております。

また、今回の第3期介護保険事業計画におきましても、新たな施設整備は計画をいたしておりません。

したがって、今後の対応といたしましては、各種在宅サービスの基盤整備を図りサービスを充実させることで、利用者の皆さんが住み

なれた地域で安心して生活を送ることができるよう支援をしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○松岡良明建設農林部副部長 議長

○清水久二博議長 松岡建設農林部副部長

〔松岡良明建設農林部副部長 登壇〕

○松岡良明建設農林部副部長 それでは、議員御質問の農業問題のうち、農地営農集約の見通しと今後の対策、それと水田の耕作放棄地の状況と対策についてお答えをしたいと思います。

初めに、農地営農集約の見通しと今後の対策についてお答えをいたします。

議員御質問中、4ヘクタールの農業経営規模がなければ農家として認めないのかとの御質問でございますが、これは国が食料・農業・農村基本法の重要施策の一つとして、平成19年度に実施されます品目横断的経営安定対策事業の導入要件の一項目となります。この対策は、これまで全農家を対象といたしまして品目ごとの価格に着目して講じてきた対策を、担い手を対象に絞った対策に転換するものでございます。

対象品目につきましては、米、麦、大豆となっておりますが、そのうち米につきましては現在の米政策をほぼ継承するものでございます。

麦、大豆につきましては、対象となる担い手農家の基本要件として、経営面積、農家所得、営農組織による共同生産などが主な要件となります。

経営面積につきましては、国の基準でございますが、北海道を除き4ヘクタール以上の経営面積を擁する農家となっていてところでございますが、愛媛県では特例措置として2.6ヘクタール以上、また集落営農組織におきましては中山間地域が10ヘクタール以上、それ以外では12.8ヘクタール以上の経営規模で要件を満たすこととなっております。

なお、この特例措置の経営面積に満たない小規模な農家につきましては、現在ＪＡ愛媛たいきが農家をサポートするため農事組合法人の設

立を計画しておりまして、小規模農家がこの法人の構成員となることで、従来どおりの交付金を受けられるよう準備を進めているところでございます。

また、集落営農組織につきましては、県、ＪＡと連携を取りながら、現在管内に６組合ございます機械化組合を活用した集落営農への組織化や各地域での集落営農化へ向けた事業推進に努めたいと考えております。

今後におきましても対象品目がふえていくことが予想されますので、ＪＡ及び関係機関、生産者等の組織とも連携を取りながら、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、水田の耕作放棄地の状況と対策についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、近年の農業者の高齢化、過疎化などによる担い手不足、農作物の価格低迷など農業を取り巻く環境も一段と厳しい状況となっております。

御質問の市内の水田の状況でございますが、昨年は約339ヘクタールが遊休化もしくは保全管理農地となっているところでございます。今年度の水稻の耕作面積は昨年に比べ約８ヘクタール程度増となりますが、保全管理面積につきましては、高齢化等の原因によりまして転作する農家が減少したため、約341ヘクタール程度になるのではないかと予想しております。

水田の保全管理の行き届いていないようなところでは、雑草、雑木の繁茂、病害虫の発生など近隣の農地に影響を及ぼすだけではなく、連担的土地利用が阻害されるなど優良農地の確保が困難となりまして、食糧の安定供給にも悪影響を及ぼすものでございます。

市といたしましては、農地流動化奨励金交付事業を実施しておりまして、遊休農地対策のための事業推進を図っているところでございます。

また、平成12年度より事業導入を図っております中山間地域等直接支払制度の実施によりま

して、中山間地域の耕作放棄地の発生の防止と多面的機能の維持管理増進に努めてまいりました。

また、指導といたしましては、遊休農地の近隣の農家より苦情が出た場合などにつきましては、水田管理者と農地保全の協議を行いまして指導を行っているところでございます。

今後におきましては、年一、二回、遊休農地調査を実施いたしておりますので、それとあわせて適正な指導を行うよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○二宮勝治水担当副部長心得 議長

○清水久二博議長 二宮治水担当副部長心得

〔二宮勝治水担当副部長心得 登壇〕

○二宮勝治水担当副部長心得 大野議員さん御質問のうち、鹿野川ダム改造計画と菅田・多田地区の進捗状況についてお答えをいたします。

鹿野川ダムにつきましては、皆様も御承知のとおり平成18年度から直轄河川総合開発事業として新規採択をされまして、国土交通省によりましてダムの管理及び調査等の実施が行われております。

議員さん御質問の平成18年度予算の具体的な事業内容につきましては、まずダムの改造関係につきましてはゲート改良の詳細設計、それからトンネル洪水吐きの概略設計及びボーリング調査を実施し、ゲート改良につきましては平成19年度から着手しまして、おおむね３カ年で完了予定というふうに伺っております。

次に、ダムの管理関係につきましては、３カ所の監視カメラの設置、係船場の設置、アオコの除去、流木処理、洪水予報システム、水質総合解析等の調査を実施する予定と伺っております。

なお、管理します庁舎やダム管理に必要なコンピューターも老朽化しておりまして、順次管理体制の充実を図っていきたいというふうに伺っております。

次に、菅田地区、多田地区の進捗状況でございますが、まず菅田地区につきましては、上流工区から実施設計、用地測量、用地買収が進められておりますが、最上流工区でございます成見地区につきましては、平成17年度に用地の取得が完了しました成見工区の上流部分から一部工事を着手する予定と伺っております。

また、平成18年度内には成見地区の板野橋付近までの用地買収、用地測量が完了しております池田地区の用地説明会、阿部・板野地区の用地測量、菅田・村島地区の実施設計を順次実施していく予定と伺っております。

次に、多田地区でございますけれども、直轄河川改修事業と道路改良事業の合併施行となります。平成17年度までに75%の用地買収が完了しております、平成18年度には建物補償を含みます2名の用地取得と代替水源地の工事に着手し、順次築堤事業を進めていく予定と伺っております。

今後も河川改修事業とダム関連事業を並行して円滑に推進したいというふうに考えておりますので、議員各位におかれましても、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げまして、お答えいたします。

○垣内哲病院事務局副部長 議長

○清水久二博議長 垣内大洲病院事務局副部長

〔垣内哲病院事務局副部長 登壇〕

○垣内哲病院事務局副部長 大野議員御質問中、医療制度改革に伴う大洲病院への影響について答弁させていただきます。

去る6月14日、可決成立しました医療制度改革関連法につきましては、ことし4月の診療報酬引き下げに続く医療費抑制策の大綱でございます、特に議員御指摘のようにホテルコストの導入や医療の必要に応じた療養病床の再編成が行われることとなり、療養病床を有する病院にとりましては、経営の根幹にかかわる大きな問題であると思っております。

市立大洲病院におきましては、一般病床

154床、結核病床26床、合わせまして180床が許可病床でございまして、療養病床は有していないことから、療養病床再編等に伴う影響はないものと思っております。

しかしながら、70歳以上の高齢者の患者負担見直しにおきましては、本年10月から現役並み所得者の窓口負担割合を2割から3割へ、さらに平成20年4月からは、現役並み所得者を除く70歳から74歳までの患者様の窓口負担割合を1割から2割に移行することとなっております、患者数の減少等がそういう影響があるものと思っておりますが、具体的な影響につきましては予測がつかない状況でございます。

いずれにしましても、病院経営は一段と厳しい環境が続くと思っております、全職員が危機意識を共有し、患者様サービスを最優先に地域医療の充実確保、健全経営に努めてまいりたいと思っております。

今後におきましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、私の方からは教育基本法改正に関する所信について述べさせていただきます。

まず、教育基本法と日本国憲法は一体であり、特に憲法9条の平和を誠実に希求しと、教育基本法の前文の真理と平和を希求する人間の育成は一体のものであります。

教育基本法は、戦後日本の教育の基本を確立するために昭和22年に公布施行されたものであります。この法律の理念のもとで構築された教育諸制度により国民の教育水準は向上し、このことが我が国の復興を支えたものであったと一定の評価をいたしております。

しかしながら、近年子供のモラルや学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下などが指摘されており、若者の雇用問題など教育全般につ

いてのさまざまな課題が生じてまいりました。  
このような中で、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することが必要ではないかという見地から、教育基本法をいま一度見直すことは、日本の未来を切り開く教育の基本を確立するための一つの選択肢であると考えています。

政府から提出された今回の改正案につきましては、愛国心や宗教教育などが前面に押し出されているように思いますが、私としましては学校現場にさらに深い内容が盛り込まれていることに注目をしていただきたいと思います。ここでは前文は読み上げませんが、第2条の教育の目標が盛り込まれております。第1項から第5項まで次のように掲げられております。

1つ目として、豊かな情操と道徳心を培うこと。2つ目としまして、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと。3つ目としまして、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画して、その発展に寄与する態度を養うこと。4つ目としまして、生命をととび、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。5つ目としまして、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことの5つであります。これらの内容は、今検討が進められております学習指導要領の改定作業に反映され、学校の教育のねらいや活動の内容に深くかかわってくるものと思っております。

教育基本法の改正は、国政の場で議論、決定されるものでありますが、教育基本法が憲法に次ぐ重要な法律であるならば、審議を十分な時間をかけた上で議論を行い、慎重に行っていただきたいものだと思っております。今後とも憲法のもと一人一人が平和を愛し、お互いを尊重し合える心豊かな教育を推進してまいりたいと考えております。

以上、私の所信とさせていただきます。

○岩田徳幸教育委員会委員長 議長

○清水久二博議長 岩田教育委員長

〔岩田徳幸教育委員会委員長 登壇〕

○岩田徳幸教育委員会委員長 私は当本会議に出席させていただきながら、大洲市の発展を心から願い、市民の幸せを実現するために常に建設的に御意見を発表されておる議員各位の御意見を拝聴し、市当局の市政運営の機微に触れ、今後の対策に対する真摯な方向を聞きながら、大洲市の教育行政に役立てていきたいと見識を深めている一人であります。先ほど大野議員から教育委員長の見解と大洲市教育委員会のあり方について質問をいただきましたので、先ほど教育長が所信を表明しましたが、ダブるところもあるかもしれませんが、私の所信と終わりに大洲市教育委員会の取り組みについて御説明をしたいと思います。

民主的で文化的な国家の建設、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする日本国憲法の理想は、現実の教育による解決以外にはないと現行法にうたわれているごとく、国家の生々発展、国民の生活の向上、自己実現、幸福感の獲得は教育においてほかにはないと思っております。

少し振り返りますと、幕藩体制下における藩校や寺子屋の普及による庶民教育の高まり、1872年、明治5年に明治政府が打ち出した教育制度、義務教育の進展は、ちょうど25年後、1907年には就学率97%を超え、近代日本の発展に大きく寄与してきたところであります。

昭和22年3月31日公布施行の現行教育基本法は、私たちが言うまでもなく戦後の復興と国民の生活の向上に飛躍的な発展を遂げた原動力になってきたところであります。

しかし、先ほど教育長が述べましたように、現在の社会情勢、教育の現場には多大な課題が山積しておりまして、このままでは日本の社会が立ち行かなくなるのではないかとこの危惧の

念さえ聞かれる現状であります。個々については教育長が述べましたので、そういったことについては触れないことにいたしますが、こうした課題は児童・生徒や青少年の教育上の問題にとどまらず、青少年を取り巻く教育環境の悪化や大人社会における人間性の荒廃は目に余るものがあります。

先ほど大野議員さんが法を犯しても見つからなければ、捕まらなければという道德心の荒廃に触れられましたけれども、これはライブドアや村上ファンドの問題だけではありません。自他の生命の軽視、自然や地域への畏敬の念や感謝の心の喪失、市内でも道路の路肩には、たばこの吸い殻や弁当の食べ殻、ペットボトルや空き缶などが放置され、一方市街を離れると山間僻地の道路には生活廃棄物が投棄されて、市が廃棄を抑止する看板を立てロープを張りめぐらした道路のわきには、そういったものが散乱している現状であります。

しかし、私は現在の状況が教育基本法を改正すれば一気に解決の方に向かうとは考えておりません。しかし、教育課程審議会が10年を機に次々と教育改革を提言し、現場の教員が真剣に取り組んできた五十数年間の日本の教育を振り返りながら、そうした中でも抜本的な改善が望めない今日の現状を思うとき、教育を根本にさかのぼって検討を加える中で、国民全体の意識や関心を喚起して国民的合意を醸成し、官民一体となった改革を実施していかなければ、解決することはできないのではないかと思うのであります。

昨日、榊田議員さんが述べられた中に、物のなかった私たちの幼少時代には、我慢に我慢を強いられながらも、かすかな希望や望みに夢を託して生きる喜びがありました。分け合い助け合い、ともに小さな夢を追い続けながら努力、精進する中に生きがいがありました。そうしたこの生きる喜びは、自然への畏敬の念や家族への敬愛の情、それから友人や地域社会に対

する愛情や感謝の念に支えられ、豊かな人間関係に裏打ちされていたと思います。

今回の教育基本法の改正の論議は、数年前にさかのぼり中央教育審議会の答申を踏まえて議論が深まりつつあることを私は大きな関心を持って見詰めてまいりました。超党派衆・参議院378名による教育基本法推進委員会の案や政府・与党案、さらには民主党案などを比較検討して研修しながら、大洲市の教育の現状等を含めて一生懸命勉強している今日であります。

現行教育法がだめで、改正しなければならぬといは私は思っておりません。大野議員さんが現行教育基本法を変える必要がないと、こう言われたほど現行教育法は、素晴らしい理念と最小基本的な内容にまとめられた素晴らしいものだと思います。

しかし、今日の社会情勢や日本の教育課題からさらに付加すべきこと、強化すべきもの、目標を明確化したり責任の所在を明らかにするなど、今日の課題解決への第一歩を踏み出すものであると思い、国民一人一人の豊かな人間性の実現と我が国のさらなる発展と国際社会における平和と人類の福祉に貢献する国民の育成を目指すものであると認識しております。

法案は継続審議となり、さらに広く深く論議され、内容や文言が精査されることを心から願って、当市の教育に携わる一人として今後も真剣に当市の教育行政とあわせて研修していくつもりであります。

しかし、ここで明確にしておかなければならない問題があります。それは教育の二面性であります。教育は一人一人の人格の感性を通して、豊かな人間性、自己実現、教育の共有を図る資質を育成する、こういった面、その点においては個性や能力、自主性、良心の自由、人権の尊重、学習の機会、就学援助など個人の成長を促す施策は非常に大事であります。

もう一面は、国家社会の形成者としての心身ともに健全な国民の育成であります。他と常に

連携し協調して責任や義務を果たし、国や社会に貢献できる資質を育成する面であります。

こういった2つの面がバランスよく育成される教育でなければ、21世紀にたくましく生きる心豊かな日本人を育成することはできないと思うわけであります。

以上が私の教育基本法に関する所信であります。最後に大洲市教育委員会の取り組みについて申し述べたいと思います。

昨年11月、私たち大洲市教育委員会は、現場の大洲市の公立幼・小・中学校をつぶさに視察し、問題の把握や教育上の諸問題をつぶさに研修して、大洲市の教育に生かすべきであると、教育委員全員と教育部長、教育総務課長、その他の八、九人で大洲市内の学校を視察いたしました。

そして、いろいろ施設設備、その他、境界の問題とか問題はありましたけれども、児童・生徒の学習や生徒指導上においては非常に立派に運営されておって、安心したところであります。その中心は、校長や教頭を中心とする学校教職員が危機意識を持って一丸となって、早朝に登校してから校内や教室を守り、一人一人を見詰めて真剣に大洲市の教育を支えている、そういった力によるものであると高く評価し、敬意を表しておるところであります。

しかし、こういった全国的な問題が大洲市の教育を今後左右するということは、多くのことで考えていかなければなりませんので、今次教育基本法の改正とあわせて改めて私たち大洲市教育委員会は、大洲市の教育の現状を振り返り、研修を深めていく必要がある。5月の定例会においては、この教育基本法の審議入りが5月末、本当に大洲市の教育委員会定例会と重なったために、その教育委員会で直接検討する機会はありませんでしたが、会の終了後、教育委員会の協議会で各方面からこの問題について寄せられておる意見、文書などについての意見交換を行いながら、今後お互いに研修を深めて教育

委員会の意見をまとめていきたいという方向で、6月の定例会までに各個人が深く研修を積み重ね、今後の大洲市との教育の関係、教育運営の関連を見詰めながら論議を深めていく予定を先日6月の初旬に教育委員会総務課と打ち合わせて、現在6月定例会の議題に取り上げているところであります。

そうした大洲市の市政を、ただいま大野議員さんが述べられたように真剣に取り組んで、誤らない教育行政に取り組んでいきたいと覚悟を新たにしております。

以上、長くなりましたが、私の所信と大洲市教育委員会の取り組みについて御説明を終わります。ありがとうございました。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 再質問をしたいと思いません。

4分ということですので、短くまとめたいと思いますけれども、私はまず憲法と教育基本法について、市長並びに教育長、そして教育委員長の答弁を聞きました。憲法の問題一つとりましても、憲法のどこが悪いかというのは、それぞれ明らかにされておりません。市長の答弁を見ましても、PKOなど今国際情勢が厳しいときに自衛隊は行っとるけれども、武器を持って地域で活動することは禁じられておると、そこが今問題じゃというふうな自衛隊の位置づけなどがここで述べられましたけれども、私は自衛隊が派遣されても、武器を持たずに平和的にそこでいろいろな国際協力を行っていくと、それが今憲法のもとで行われている活動でありまして、自衛隊に武器を持ってその紛争地域に出かけていけと、そういうふうな憲法にすべきではないということを述べておきたいと思えます。

また、教育基本法について教育長もる述べられました。見直しの内容で5つの項目がそれぞれ述べられましたけれども、私は道徳心の問

題、また公共的な精神の問題、公共の奉仕の問題、さらには命をとうとぶ問題、今の教育基本法のどこにそういう問題があって、それを变えていかんといかんのかという点で言いますと、今教育長の答弁の中でも、ここが悪いから変えるんだというのは一つも答弁の中で私は受けとめるところがなかった。

実際、ライブドアの問題、さらには村上ファンドの問題、耐震偽造の問題、これは教育の問題というふうに言われておりますけれども、これは今の小泉構造改革路線の中での規制緩和とか、いろいろな政治的な動きの中で出てきた問題であります。これは、ですからホリエモン、さらには村上ファンドの株の操作の問題などで、今厳しい取り調べがされているわけです。見つからなければいいと、法を破ってもいいんだというのが今の世の中になっておる。これを今の教育基本法に基づいて、小学生のときから教育をして人間的な成長を手助けしていくと、これが私は教育のあり方だと思います。

そういう点で、お二人からは憲法や教育基本法を積極的に変えていく必要はないというふうに答弁を受け取ったわけですが、それが間違いだったら改めてお二人から答弁をいただきたいと思います。

以上で再質問、私の意見も含めたことですが、終わりたいと思います。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 再質問でございますが、今のなぜ変えにゃいけないのだと、今のままでええじゃないかということであろうと思いますが、念押しされたのとちょっと違うような気がするんですが、私は教育基本法の問題はさておきまして、憲法9条の問題、今まさに、その後きょうニュースを見ておりませんのでわからんですが、例の北朝鮮のテポドンがどうなっとるか、ああいう事態も起きてくる可能性が現実

あるわけございまして、その場合に法改正とかいろいろ手間取りよったらいけないというのは今までPKO問題等についても言われとるところだという認識をしとるわけですが、そこら辺の問題を含めて、この際六十数年たってやるべきじゃないかということ、慎重にもちろん、先ほど言いましたように重ねては申し上げますが、やるべきであると思いますが、そういう時期ではなからうかという私の見解はそういう見解でございます。この点だけは言っとけということでございますんで、表明させていただいておきたいと思います。

○岩田徳幸教育委員会委員長 議長

○清水久二博議長 岩田教育委員長

〔岩田徳幸教育委員会委員長 登壇〕

○岩田徳幸教育委員会委員長 先ほどの大野議員さんの再質問について私の考えを申し述べたいと思います。

先ほど大野議員さんが述べられたように、法を犯しても見つからなければよいというような道徳心とか人間性を本当に国や国民の幸せのためになる人材を育成する立場からは、小さいときから家庭や社会や学校や地域社会で教育をしていくことが大事であって、それは教育基本法にうたわれているように教育にまつところであります。

そういう意味から、改正すべきところはないという考えで私は答弁したわけではありません。先ほど申し述べましたように、これを機に国民と十分に議論し合意を形成する、そういった活動を盛り上げ、国民、官民が一体となって日本の教育を考えていく立場を明確にし、足りないところは補い、弱いところは強調し、責任の所在を明らかにする。

今度3つの案を見ますと、家庭教育とか幼少教育の必要性とか地域社会における連携の問題とか、今までの教育基本法に明確にされていなかった今日の教育の現状から考え出された新しい条文がたくさん入っております。そうい

ったものをつぶさに見せてもらいながら、今日の教育の現状や社会の変化に対応した教育基本法の改正も視野に入れて検討すべきであるという立場で、先ほど私は所信を述べさせていただきました。改めてこの点を明確にして私の答弁を終わります。

○清水久二博議長 以上で質疑、質問を終結いたします。

ただいま議題となっております議案20件につきましては、お手元に配付してある議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

各委員会におかれましては、十分に審査を行い、次の本会議において委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めることいたします。

以上で本日の日程を終了いたしました。

お諮りいたします。

6月21日から23日及び26日、27日は委員会審査等のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、6月21日から23日及び26日、27日は休会とすることに決定いたしました。

なお、6月24日、25日は市の休日で休会となっております。6月28日午後2時から本会議を開きます。日程は、各委員長の報告と議案等に対する審議の続行であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後1時47分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員